

シリーズ企画

オリンピックと屋内全面禁煙法・条例(その23)

「弘前市たばこの健康被害防止

対策指針」案は「全面禁煙」を目標に

北九州市医師会広報委員会委員
産業医科大学産業生態科学研究所
健康開発科学研究室 教授 大和 浩

4月号でお知らせしたように、青森県は日本で最も短命な県です。「弘前市の住民の健康を守るために、死因の6割を占める悪性新生物、心疾患、脳血管疾患の主要な原因であり、またCOPDを引き起こすタバコの対策を強化する」指針案の検討が昨年からはまりました。

指針案は以下の2点を考慮し、弘前市独自のタバコ対策として検討されました。

- ・健康増進法や改正労働安全衛生法などの法律、また、弘前市経営計画や健康ひろさき21（第2次）などの上位計画との整合性をとる
- ・条例として成立した神奈川県と兵庫県、条例制定を検討したが制定には至らなかった山形県や東京都、市町村レベルで制定した美唄市などの最新の情報を取り入れる

2015年12月に示され、今回の指針案のもととなった「弘前市たばこの健康被害防止対策の基本的な考え方」を抜粋します。

- ①規制することが目的ではなく、具体的な対策を示すことで各主体による自主的な取り組みの推進を図ること
- ②次世代の健康の確保のために保護者と教育機関が連携して未成年者に喫煙させない対策をとること
- ③子ども、特に乳幼児が受動喫煙の曝露^{ばく露}をうけることのない家庭環境と社会環境を作ること

- ④受動喫煙の防止に極めて有効な敷地内・建物内禁煙を推進するが、喫煙室を設置する分煙は推奨しないこと
- ⑤特に、官公庁、市の管理する施設、医療機関、教育施設は率先して敷地内・建物内禁煙とすべきこと
- ⑥市民や施設管理者は、喫煙と受動喫煙による健康影響は科学的に明らかであることを十分理解すること
- ⑦国の受動喫煙防止対策の支援の利用を進めること（注＝喫煙室の設置のための助成金制度であり、筆者はこの点は不賛成）
- ⑧医療保険が適用されている禁煙治療の受診を推奨すること
- ⑨飲食店や旅館・ホテルは、当面、顧客ニーズを踏まえた対策をとること。特に、喫煙空間を好まない顧客のニーズに対応するため、受動喫煙防止対策がおこなわれている店舗情報を市民や観光客に分かりやすく伝え、喫煙空間を好まない顧客が選択出来るような仕組みを構築すること（筆者コメント：吸わない人の立場を重視している点が素晴らしい）
- ⑩効果的な対策を継続するために、市民、関係団体、行政が協同体制を構築すること

昨年度に行われた会議の議事録（平成28年3月16日開催分）を読むと、予想されたとおり、パチン

コなどの遊技業協同組合や料理飲食業組合、旅館ホテル組合の代表から「全面禁煙にすると営業収入が低下する」という反論が出され、「『速やかに敷地内禁煙または建物内禁煙に移行することが望まれる』を削除して欲しい」と要望されました。しかし、対策推進派の委員と議長は丁寧に対応しています。決して、多数決という手段に訴えることなく、全員のコンセンサスで「分煙」を盛り込まない指針案が図1の新聞記事のようにまとめられました。サービス産業については「当面、適切な受動喫煙対策を講じることが望まれる」となっていますが、「分煙」という言葉を使わなかった点、そして、「サービス産業も将来的には敷地内・建物内禁煙を

目指す」とした点は大いに評価されます。教育施設が速やかに敷地内禁煙に、官公庁も速やかに敷地内・建物内禁煙になれば、市民の受動喫煙に対する意識が大きく変わることでしょう。議事録は、弘前市HP→市の概要→庁舎案内→市の仕事と組織→附属機関一覧→弘前市たばこの健康被害防止対策協議会に公開されていますので、タバコ業界側と全面禁煙の推進派のやり取りを勉強したい方はぜひご一読ください。

私は、「指針案を応援しています」とコメントをつけて、もう一度、弘前市にふるさと納税しようと思っています。

〈広報委員会のおまけ情報(その6)〉

完全禁煙のレストラン「トラットリア・プリマヴェーラ」

パリのセーヌ川河畔を思わせる絶好の地にあります。

北九州に唯一残っている百貨店「井筒屋」に隣接する紫江'sの1階です。イタリアン料理とワインがリーズナブルな価格で楽しめます。

年中無休なので頼りになり、完全禁煙のため家族でも安心して食事できます。フロアマネージャーも気さくで居心地よく過ごせます。

広報委員会は食べるのも仕事です。(編集長：権頭)

住所:北九州市小倉北区船場町1-2紫江's 1F

050-5890-9817 (予約専用番号)

093-541-5322 (お問い合わせ専用番号)

[月~金]

11:00 ~ 23:00 (L.O22:00)

ランチタイム 11:00 ~ 15:30 (L.O15:00)

クローズタイム 15:30 ~ 17:00



ディナータイム 17:00 ~ 23:00 (L.O22:00)

[土・日・祝]

11:00 ~ 23:00 (L.O22:00)

ランチタイム 11:00 ~ 15:00

ランチ営業、日曜営業 あり

定休日 無休

弘前市たばこ健康被害対策指針案

「全面禁煙」目標で一致

娯楽施設など「適切に対応」修正

■弘前市たばこの健康被害防止対策の指針案 施設等における受動喫煙防止対策の目指す姿（一部省略）

施設・場所の種別	具体的な施設	目指す姿	
建物（施設）	子どもや妊産婦、有病者などが多く利用する施設	児童施設（保育所・認定こども園・幼稚園・児童館） 学校（小・中・高校等）、医療機関	敷地内禁煙
	官公庁施設	国・県・市が設置し管理する施設（指定管理者が管理する施設を含む）	敷地内禁煙 または 建物内禁煙
	上記以外で、多数の者が利用する施設	大学等（専門学校等を含む）、社会福祉施設（児童施設を除く）、駅・ターミナル、公共交通機関、集会場、劇場、展示場、百貨店、商店、金融機関、職場（事業所）、宿泊施設、飲食店、娯楽施設※2など	敷地内禁煙 または 建物内禁煙※1
屋外	子ども等の利用が想定される公共的な空間	公園、遊園地、通学路など	受動喫煙防止のための配慮が必要※3

※1 敷地内禁煙または建物内禁煙が極めて困難な場合は、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じ、適切な受動喫煙防止対策を講じるものとし、将来的には敷地内禁煙または建物内禁煙を目指すことが求められる。
 ※2 娯楽施設のうち、麻雀店、パチンコ店などについては、敷地内禁煙または建物内禁煙が極めて困難な場合は、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じ、適切な受動喫煙防止対策を講じることが望まれる。
 ※3 喫煙可能区域の表示、喫煙マナーの順守など行う。

喫煙・受動喫煙による健康被害を防ぐことを目指す、弘前市たばこの健康被害防止対策指針案が12日、まとまった。受動喫煙防止には不完全とされる「分煙」は盛り込まず、官・民の施設は建物内、または敷地内すべての「全面禁煙」を目指すとしつつも、一部サービス業に関しては当面「適切な受動喫煙対策を講じることが望まれる」という表現にとどめるなど配慮した。8月上旬の市経営戦略会議を経て策定される。（西尾 瑛）

市たばこの健康被害対策を自指していた。ことに意義がある「望まれる」ととどめる防止対策協議会（中路）しかし、影響を懸念するサービス業の施設についても「速やかに敷地内禁煙または建物内禁煙に移行することが望まれる」とする。協議会は昨年11月に発足し、有識者や関係団体から、「全会一致の合意を得て力を結集する」という方針を打ち出した。協議会が昨年11月に発足し、有識者や関係団体から、「全会一致の合意を得て力を結集する」という方針を打ち出した。協議会が昨年11月に発足し、有識者や関係団体から、「全会一致の合意を得て力を結集する」という方針を打ち出した。

「遊技業の委員からは、年齢の入場制限がある点などを理解してもらった。修正案については私たちの組合も全会一致で賛成。これからも協力していきたい」とし、ほかの委員からも「話し合いを重ね意見が一致してうれし。これで終わりでは

〈図1〉
弘前市たばこの健康被害対策指針を報じる陸奥新報（2016年7月13日付。陸奥新報社提供）



指針案をまとめた協議会

立場の方々もよく決断していただいた。協議会としての総意を基に指針を定め、今後各主体が一致団結して取り組めるようにすることが何よりも大切」とした。指針案では、先導的に全面禁煙とすべき施設の二つとして官公庁施設を掲げており、特に市施設（集会所なども含む）については、管理者らと話し合い禁煙化を進める方針。

なく、今後いかに市民との意見があった。に磨きをかけていくかだ。中路会長は「苦しい